

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成28年6月24日
【会社名】	株式会社日本動物高度医療センター
【英訳名】	Japan Animal Referral Medical Center Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平尾 秀博
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
【電話番号】	044-850-1320
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川隆行
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
【電話番号】	044-850-1320
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川隆行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行を内容とする変更を行うものであります。

責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にも範囲を拡大するため、取締役の責任免除の規定の変更をおこなうものであります。

剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう変更を行うものであります。

上記ほか、条数の変更並びに体裁などの変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

金重辰雄、平尾秀博、北村直人、小野憲一郎、松永悟、石川隆行の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

有川弘、川端節夫、鈴木雅雄、吉島彰宏の4氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額200百万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	11,832	1,022	0	(注)1	(注)4 可決 90.30
第2号議案				(注)2	(注)4
金重 辰雄	12,667	175	0		可決 96.76
平尾 秀博	12,667	175	0		可決 96.76
北村 直人	12,636	206	0		可決 96.52
小野 憲一郎	12,638	204	0		可決 96.54
松永 悟	12,667	175	0		可決 96.76
石川 隆行	12,662	180	0		可決 96.72
第3号議案				(注)2	(注)4
有川 弘	12,630	223	0		可決 96.40
川端 節夫	12,016	837	0		可決 91.71
鈴木 雅雄	12,631	222	0		可決 96.41
吉島 彰宏	12,655	198	0		可決 96.59
第4号議案	12,559	295	0	(注)3	(注)4 可決 95.85
第5号議案	12,574	280	0	(注)3	(注)4 可決 95.96

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上